

受益者負担金・分担金の現状について

1. 受益者負担金・分担金について

◎受益者負担金・分担金とは

受益者負担金・分担金（以下 受益者負担金等）は、「下水道施設の事業費の一部を受益者に負担していただく」制度です。

下水道を整備することにより、その地域の環境が改善され、未整備地域に比べ利便性・快適性が向上しますが、道路や公園と違い、利益を受ける人が特定されます。そのため、利益を受ける人に対し、下水道を整備した時に生じる建設費の一部を負担していただくものが受益者負担金等です。この負担金を納める人が「受益者」であり、土地の所有者や家屋の所有者、居住者等が対象となります。

◎受益者負担金と受益者分担金の違い

受益者負担金と受益者分担金の違いは、国の認可を受ける事業の違いや根拠となる法令の違いによりますが、目的は同じです。

受益者負担金は、都市計画法第75条に規定されており、公共下水道事業がこれに該当します。受益者分担金は、地方自治法第224条に規定されており、公共下水道事業以外（農業集落排水事業、コミュニティ・プラント）がこれに該当します。

なお、特定環境保全公共下水道事業については、供用開始当時、都市計画区域であったかそうでないかによって負担金と分担金に分かれています。

2. 丹波市における受益者負担金等の現状

◎丹波市の受益者負担金等【資料②】

丹波市の受益者負担金等は、地域によって面積制と単位制に分かれており、それによって金額も異なります。

面積制に関しては、区域内であっても、供用開始時に農地であつたり差し当たって下水道に接続する予定がない土地に猶予を設けており、新たに宅地化して住宅等を建築する際に猶予を解除し、受益者負担金をいただいています。

	面 積 制	単 位 制
地 域	柏原地域（公共・特環） 氷上地域（公共・特環）の一部	氷上地域（公共・特環）の一部 それ以外の地域
負担金額	柏原地域（公共・特環） 600 円／㎡ 氷上地域（公共） 740 円／㎡ 氷上地域（特環） 970 円／㎡	420,000 円／単位

◎下水道事業における使用者の負担

下水道事業は、使用者が負担する下水道使用料と受益者負担金等で経営しています。

下水道使用料は、汚水を処理するための運転管理や下水道管の清掃や修繕をはじめとした各種下水道施設を維持管理するための費用となります。

一方、受益者負担金等は、下水道施設の建設時期には建設改良費の一部として使われていましたが、現在は、建設改良費に充てた借入金の元金償還金として使われています。

◎受益者負担金等に関する条例

- ・丹波市下水道事業受益者負担に関する条例 同施行規則
- ・柏原町都市計画下水道事業受益者負担金条例 同施行規則
- ・氷上町公共下水道事業受益者負担金等徴収条例 同施行規則

◎受益者負担金等の地域間・世代間の公平性

受益者負担金等は、下水道施設整備時に生じた費用を各処理区ごとに計算し、負担金等を割り出しています。面積制に関しては、現在も旧町の条例に基づき賦課しており、建設工事費の観点においては世代間の公平性を保っていますが、金額だけを比較すれば地域によって金額が大きく異なり、地域間の公平性に欠けています。

この世代間の公平性と地域間の公平性のバランスをどう捉えるかが今後の課題となります。

